最新事例でみる

発信者情報開示の可否判断

共著　清水 陽平（弁護士）
櫻町 直樹（弁護士）
最所 義一（弁護士）
中澤 佑一（弁護士）
船越 雄一（弁護士）

新日本法規

〔2〕　プロバイダ責任制限法改正のポイント

Q　令和3年4月に成立したプロバイダ責任制限法改正の施行後は、発信者情報開示制度はどのように変わりますか。

A　改正法では、①ログイン型投稿に関する開示対象及び開示要件の整理、②発信者情報開示命令という新たな開示手続の創設がなされました。改正法施行（令和4年10月1日）後は、ログイン型投稿に関しては、旧来の開示請求とは開示対象、要件が異なりますので、改正法に準拠した主張に変更していく必要があります。また、ログイン型に限らず、全ての事例の手続選択の面において、旧来の民事保全、訴訟といった手続を利用するのか、新たな制度を利用するのか、いずれか適当と考える手続を選択していく必要があります。

解　説

1　ログイン型に関する開示対象の整備

(1)　改正の背景

TwitterやGoogleなど、個別の情報発信（投稿）に関する通信記録が保存されず、アカウントへのログイン記録をもって発信者の特定をせざるを得ないタイプのサイトがあり、「ログイン型」と呼ばれています。これらのサイトについて、旧法下での裁判実務では、ログイン情報の送信と具体的な権利侵害通信の関連性に着目して一定の範囲であれば発信者情報開示を認容するものが多くありますが、条文解釈上のすわりの悪さは否めませんでした。そこで、改正法ではログイン型に関する発信者情報開示を真正面から認め、要件が整備されています。

(2)　「侵害関連通信」

改正法では従来発信者情報開示の対象が権利侵害通信に限定されていた点を改め、ログイン情報の送信等の侵害通信に関連する一定の通信を「侵害関連通信」として開示対象としました。侵害関連通信の詳細は総務省令で定義され、具体的には①対象のアカウントを作成した際の通信、②権利侵害通信と相当の関連性を有するログイン通信、③権利侵害通信と相当の関連性を有するログアウト通信、④アカウント等の削除をするための通信の4通信です。

(3)　「特定発信者情報」

そして、これら4通信に係る「特定発信者情報」が開示対象として規定されました。侵害関連通信に関する情報、ログインIPアドレスやログイン者の住所氏名などは「特定発信者情報」という新たなカテゴリーとして発信者情報に加わります。特定発信者情報の追加により、従来の発信者情報は「特定発信者情報以外の発信者情報」と呼ばれることになり、「発信者情報」は両者を包含する概念となります。

なお、「特定発信者情報以外の発信者情報」が法律上の用語ですが、否定語を含む表現であり、さらに要件との関係で非常に読みにくい条文となっています。そこで、分かりやすさの観点から、「特定発信者情報以外の発信者情報」のことを“一般発信者情報”と本書では表現します。

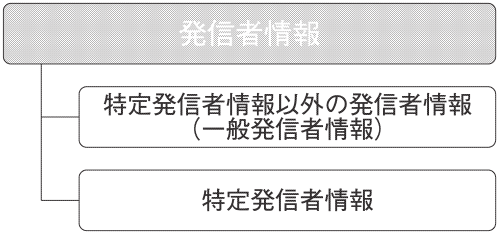

(4)　「関連電気通信役務提供者」

そして、ログイン情報の送信を媒介したプロバイダ（侵害関連通信を媒介したプロバイダ）も、「関連電気通信役務提供者」として発信者情報開示義務を負うことが明記され、ログイン型投稿に関する発信者情報開示で論点となっていた事項に関して整備がされました。

2　ログイン型に関する発信者情報開示請求の要件

(1)　発信者情報開示請求自体が3類型に整理

侵害関連通信についての特定発信者情報の開示請求権が追加されたことにより、従前の発信者情報開示請求権も含めて全体的な条文の整理が行われ、発信者情報開示は3類型に整理されました。

①　5条1項1号、2号開示請求権（第1類型）

法制定以来想定されていた典型的場面の発信者情報開示請求を規定しています。具体的には、電子掲示板管理者に対する投稿IPアドレスの開示請求と、投稿IPアドレスからのアクセスプロバイダに対する住所氏名開示請求です。

この点については、用語の整理、条文番号の変更のみで、実質的な変更はありません。

②　5条1項1号、2号、3号開示請求権（第2類型）

この類型が新設された侵害関連通信に関する発信者情報開示請求です。第2類型はコンテンツプロバイダに対するログイン情報の発信者情報開示請求を規定し、要件が整備されています。この類型に関しては更に三つに分かれるので後述します。

③　5条2項開示請求権（第3類型）

この類型も新設のログイン型に関する規定です。コンテンツプロバイダから侵害関連通信に関するIPアドレス等の開示を受けた次の段階に、その情報を用いてアクセスプロバイダに対してログイン者の住所氏名等の発信者情報開示請求を行う場合の規定です。

(2)　第2類型の加重要件について

第2類型は、コンテンツプロバイダに対してログイン情報の開示（侵害関連通信に関する特定発信者情報の開示）を求めるための要件を定めます。

権利侵害の明白性、正当理由など旧来の発信者情報開示請求の要件（第1類型の要件の5条1項1号及び2号）に加えて、5条1項3号が定めるイ～ハの三つのいずれかに該当することが必要です。原則は侵害通信に係る発信者情報開示（第1類型）だが、特別な要件（3号）を更に具備するときは例外的に侵害関連通信に係る特定発信者情報まで開示を認めるという立て付けになっています。

【加重要件イ】

一つ目のイとして規定されている要件は「当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。」です。

記事が掲載されているコンテンツプロバイダが、その記事投稿に関する一般発信者情報を保有していないときがこれに当たります。

【加重要件ロ】

二つ目のロとして規定されている要件は、発信者情報開示請求の請求先（コンテンツプロバイダ）が、「住所と組み合わされていない氏名・名称（注1）」、「氏名・名称と組み合わされていない住所（注2）」、「電話番号」、「メールアドレス」、「侵害情報送信のタイムスタンプ」のみを保有している場合です。

具体的には、ログインのためのメールアドレスや電話番号しか保有していないTwitterやGoogle、Facebookなどがこれに当たると思われます。

(注1)　氏名・名称の情報だけを保有していて、住所の情報を保有していない場合が想定されている。

第１　名誉毀損・侮辱・脅迫

１　企業に対する誹謗中傷

(1)　労働環境

Case１　転職サイトのクチコミで労働環境による不平が投稿された事例（消極）

（東京地判令元・11・12（令元（ワ）12927））

事例の概要

原　　告	X株式会社
被　　告	ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社
媒　　体	転職会議
発信内容	記事1：「コミュニケーションが盛んでいつでも質問ができる環境と聞いていた」「どんなことにも挑戦できると聞いていた」等 記事2：「研修が終わると派遣になり派遣プロジェクト先が東京都内となりますので地方に住んでいる場合には求人票には書いてありませんでしたが転居が必要になりできないと仕事がないと言われていました。入社前に聞いていた内容とギャップがあった」等 記事3：（残業時間を）「80時間」と記載

【当事者の主張】

原告側の主張

・記事1

実際とは異なる説明を行っているという事実を摘示しており、採用時に実態と異なる説明を行うような企業は信用することができないから、原告は入社すべきでない企業であるという印象を抱かせる。

・記事2

入社前の説明において転居が必要となることを伝えずに採用活動を行っているという事実を摘示しており、「転居が必要」という重要な情報を伝えないまま採用活動を行う信用できない企業であり、社会的評価を低下させる。

・記事3

「過労死ライン」といわれる月80時間もの時間外労働を強いる入社すべきでない企業であるという印象を抱かせるため、原告の社会的評価を低下させる。

被告側の主張

（判示上明らかでない。）

【裁判所の判断】

1　記事1について

「「コミュニケーションが盛んでいつでも質問ができる環境と聞いていた」及び「どんなことにも挑戦できると聞いていた」との記述からは、いかなる機会に具体的に誰から何を聞いたというのかが明らかでなく、必ずしも「採用時に実態と異なる説明を行った」という事実を述べたものであるとは認められない。

……全体として見れば、これらの事実と投稿者が入社前に抱いていた原告に対する印象との間にギャップを感じたという投稿者の個人的

な感想ないし意見を述べたものであると解するのが相当であり、一個人がこのような感想ないし意見を述べたからといって、原告の社会的評価を低下させるものとも解されない。」

２　記事2について

「「研修が終わると派遣になり派遣プロジェクト先が東京都内となりますので地方に住んでいる場合には求人票には書いてありませんでしたが転居が必要になりできないと仕事がないと言われていました。入社前に聞いていた内容とギャップがあったので…、」との記述があるが、同記述からは「入社前に聞いていた内容」が具体的にいかなる内容であるかは明らかでなく、投稿者が原告の採用担当者から転居は不要であるとの説明を聞いたというのか、求人票の記載から自分の居住地から通勤可能な地域にも派遣プロジェクトがあると期待していただけであるのかも判然としない。そのため、上記記述が必ずしも「入社前の説明において転居が必要となることを伝えずに採用活動を行っているという事実」を摘示するものであるとは認められない。

……同記事が研修中に退職した者による投稿であると理解されるものであることからすれば、転職を検討中の読者が原告について入社すべきでない企業であるとの印象を抱くほどに同記事が原告の社会的評価を低下させるものであるとは解し難い。」

３　記事3について

「……残業時間について、単に「80時間」と記すのみであって、これが平均的な残業時間数であるのか、繁忙期における一時的なものであるかの区別も明らかでないから、同記事が、「毎月」80時間程度の時間外労働を行わなければならない旨を摘示したものであるとは解されない。

本件サイトの一般的な読者の読み方からすれば、このように他の投稿とかけ離れた内容の投稿を真に受けることはむしろ稀であるものと解されるから、同記事の投稿によって原告の社会的評価が低下するとは解し難い。」

コメント

記事1は、社会的評価の低下がないとの判断は妥当と思われます。他方、記事2、3については、入社するべき会社でないと感じられる内容と思われ、結果として請求を認めないとしても、社会的評価の低下は認めるべきではないでしょうか。

＜参考判例＞

○インターネット上に投稿された記事の読み方としては、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方」を基準とするべきと判示している（最大決平30・10・17民集72・5・890）。

(2)　脅　迫

Case39　インターネット掲示板において原告の氏名を記載した上で「殺す」などの表現がなされた事例（積極）

（東京地判令3・2・24（令2（ワ）20335））

事例の概要

原　　告	X
被　　告	Y株式会社
媒　　体	ホストラブ
発信内容	「B殺す」 （原告の生年月日やツイッターアカウント名などの情報と共に上記のような投稿がなされている。）

【当事者の主張】

原告側の主張

本件投稿は「原告に対して殺害予告をするが如きものである。」

「投稿者が原告を殺すという意思を示しているものと読むのが自然である。したがって、本件投稿は、原告をして投稿者から生命に危害を加えられるのではないかと畏怖させるに十分なものであり、原告の私生活上の平穏等の人格的利益を侵害するものであると認められる（東京地方裁判所平成30年11月21日判決、事件番号平成30年（ワ）第22524号参照）。

また、本件投稿は原告を脅迫する理由を何ら示していないことを考

慮すると、社会通念上許される限度を超えた脅迫行為に当たると認められる。

よって、本件投稿は原告の人格的利益を侵害し、不法行為が成立する。」

被告側の主張

「殺す」という表現は、「しばしば単なる冗談あるいは強い反感を持っている旨を示すやや強めの冗談等として用いられるものであり、当該表現のみをもって、一般に人が生命に危害を加えられるのではないかと畏怖させるものではなく、人格的利益を侵害することが明らかといえるためには、「殺す」という表現と相まって、具体的な付加事情が必要であるというべきであるが、本件投稿にはそのような事情は見受けられないのであり、原告の人格的利益を侵害することが明らかであるとはいえない。」

【裁判所の判断】

「本件スレッドには、原告の個人情報及び写真が投稿されていたほか、原告に関する投稿が繰り返されていたことは上記(1)に認定判断したとおりである。そして、上記投稿の内容の多くは原告を誹謗中傷するものが多い中、これに加えて本件投稿の直近である995番の投稿からは「埋めるか」「Ｂ死ね」といった投稿が見られ、このような投稿がされる中において「Ｂ殺す」との本件投稿がされたものであり、一般の閲読者の普通の注意と読み方を基準としても、本件投稿について、原告を殺したいという強い願望や原告に対する強い嫌悪感を示すものであると理解され得るものといえる。

他方、本件掲示板は、匿名投稿が可能な掲示板であるため、原告にとって本件投稿の投稿者の真意を推し量る術はないのであるから、文字通りの趣旨で投稿されたものであると理解することはやむを得ない

第２　プライバシー権・肖像権等の侵害

Case47　SNS上にアップロードした顔写真を第三者が無断でSNS上に転載した事例（積極）

（東京地判令3・7・20（令3（ワ）7035））

事例の概要

原　　告	A（個人）
被　　告	株式会社朝日ネット
媒　　体	Twitter
発信内容	原告が自己のSNS上に投稿した顔写真を第三者が別のSNSアカウント上に投稿したもの

【当事者の主張】

原告側の主張

「原告は、従前、一部の者に公開しているフェイスブックや一般に公開するインスタグラムのアカウントを有しており、本件各投稿記事に利用された本件顔写真を掲載していたが、社会的評価を著しく低下させたり、事実無根の文章と併せて公表されたりすることについて承諾することはあり得ず、本件各投稿記事に掲載された写真は、原告の肖像権を侵害することが明らかである。」

被告側の主張

「本件各投稿記事に掲載されている本件顔写真は、原告自身がイン

スタグラムに掲載したものであり、原告は、一般に原告の顔写真が見られるような状態に置いているのであるから、肖像権侵害はない。」

【裁判所の判断】

「ア　人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解されるところ（最高裁判所平成24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁参照）、人の肖像等を無断で使用する行為が不法行為法上違法となるか否かは、対象者の社会的地位、使用の目的、態様及び必要性等を総合考慮し、対象者の人格的利益の侵害が社会生活上の受忍限度を超えるものかどうかにより判断すべきである。

イ　しかして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件投稿記事2～4及び6～10には、本件顔写真が掲載されていることが認められるが、原告は、会社に勤める一般の個人であり、その肖像権を使用されることを受忍しなければならないような地位や立場にはない。また、本件各投稿記事は、前記3(1)アで認定したとおりの内容や投稿態様であり、原告の顔写真を用いて、これを閲覧する者をして、原告が（省略）原告を貶める目的でされたものといわざるを得ない。そうすると、本件顔写真の掲載については、その使用の目的に正当性が認められず、また、掲載の必要性も認められない。

被告は、原告は、本件顔写真を自身のフェイスブック等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に掲載して公表していたのであるから、本件顔写真が一般に使用されたり、公開されたりすることを認めていたものといえ、肖像権侵害は成立しないと主張する。しかしながら、通常、自己の顔写真を自己を貶める目的でされる記事と併せて使用することを承諾するとはいえず、本件においても、原告が、本

件各投稿記事に本件顔写真を掲載することを承諾していたことをうかがわせる事実は認められず、被告の上記主張は採用できない。

よって、本件投稿記事2～4及び6～10は、原告の肖像権を侵害することが明らかであると認められる。」

コメント

本件は、原告が、自己の管理するSNSアカウントを用いて自ら投稿していた顔写真について、それを第三者が管理するSNS上で無断利用された場合に、原告の肖像権を侵害したといえるのかが問われた事案です。

この点に関して、本件裁判例では、「人の肖像等を無断で使用する行為が不法行為法上違法となるか否かは、対象者の社会的地位、使用の目的、態様及び必要性等を総合考慮し、対象者の人格的利益の侵害が社会生活上の受忍限度を超えるものかどうかにより判断すべき」と受忍限度論での判断基準をもとに判断しています。

そして、その判断の中で、①原告は会社勤めの一般個人であって肖像権の使用を受忍しなければならない地位や立場にないこと、②投稿内容や態様から対象の投稿は原告を貶める目的でなされたもので顔写真の使用目的に正当性がないこと、③掲載の必要性もないこと、④通常、自己の顔写真を自己を貶める目的でされる記事と併せて使用することを承諾するとはいえず、原告がそのような記事と共に顔写真が掲載されることを承諾していたとうかがわせる事情はないことという理由から請求を認めています。

過去に自ら投稿していた写真を第三者が使用しても、自ら投稿していた以上、肖像権を放棄している、又は第三者の利用を承諾していたというような主張がされることはしばしばあります。この点につい

て、単に顔写真が掲載されただけの場合や、例えば報道で用いられるような場合であれば、受忍限度の範囲にとどまると判断される例も出てくると思われます。

しかし、本件裁判例では、顔写真のほかに、原告を貶める目的でされた記事が投稿されていたことも考慮して、そのような状況で顔写真が掲載されることの承諾は通常しないであろうと判断しています。

単に顔写真が利用されただけでなく、他に誹謗中傷文言や対象者を批判するような言動と共に投稿されたような場合には、そのような状態での顔写真の掲載は受忍すべき範囲ではないと認められやすいと言えます。そのため、肖像権侵害を主張する事案では、基本的には他の記事内容をも考慮して不当な写真の無断使用であると主張していくことになります。

なお、無断利用された画像の著作者が原告である場合には、著作権侵害の主張も検討してもよいでしょう。

新日本法規